

川越市公民館設置条例及び川越市公民館使用条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

川越市長 森 田 初 恵

川越市条例第 3 7 号

川越市公民館設置条例及び川越市公民館使用条例の一部を改正する
条例

(川越市公民館設置条例の一部改正)

第1条 川越市公民館設置条例（昭和30年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表川越市芳野公民館の項中「川越市大字北田島119番地2」を「川越市大字北田島144番地1」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 川越市中央公民館の分館として、川越市さわやか活動館を川越市大字的場2649番地1に設置する。

(川越市公民館使用条例の一部改正)

第2条 川越市公民館使用条例（昭和39年条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第1 芳野公民館の項を次のように改める。

芳野 公民 館	講座室 1号	3, 150	2, 650	2, 650	2, 650
	講座室 2号	1, 650	1, 350	1, 350	1, 350
	講座室 3号	1, 400	1, 150	1, 150	1, 150
	講座室 4号	1, 500	1, 250	1, 250	1, 250

別表第2 中央公民館分室の項を削る。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中川越市公民館設置条例第1条第1項の表川越市芳野公民館の項の改正規定及び第2条中川越市公民館使用条例別表第1 芳野公民館の項の改正規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日までに一部施行日以後の川越市芳野公民館の使用に係る川越市公民館使用条例第2条の許可を受けたものが当該使用に係る使用料を納付する場合には、第2条の規定（同項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。）による改正前の同条例の規定にかかわらず、当該使用に係る使用料の額は、同条の規定による改正後の川越市公民館使用条例の規定の例により算出した額とする。